

○山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市老人福祉館設置及び管理条例(平成17年山口市条例第106号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第10条第1項の規定により老人福祉館の利用許可を受けようとする者は、老人福祉館(定期)利用(変更)許可申請書(様式第1号)を利用しようとする日の前1箇月から前日までに指定管理者に提出しなければならない。利用者が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受領したときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に対して老人福祉館(定期)利用(変更)許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

(利用料金の減免)

第3条 条例第15条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 市又は指定管理者が主催して行う事業に利用するとき 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が特に必要と認めるものに利用するとき 免除

2 利用者は、利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、老人福祉館利用料金減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、老人福祉館の利用料金の減額又は免除を決定したときは、老人福祉館利用料金減免通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(利用の中止)

第4条 利用者は、老人福祉館の利用を中止しようとするときは、利用日前3日までに老人福祉館利用許可取消願(様式第5号)に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第16条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合は、次に定めるところによる。

(1) 利用日前3日までに利用の中止を申請したとき。

(2) 老人福祉館の管理上の都合又は公用により利用の許可を取り消したとき。

(3) 老人福祉館が災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項により還付する額は、全額とする。

(利用料金還付の請求)

第6条 前条の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、老人福祉館利用料金還付請求書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者又は老人福祉館に入館しようとする者若しくは入館した者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を許可されていない施設又は附属設備を利用しないこと。

(2) くぎ付け、はり紙等、建物その他の物件を損傷するおそれがある行為をしないこと。

(3) 設備の変更をしようとするときは、指定管理者の承認を得ること。

(4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(5) 利用後の清掃、整理その他原状回復については、指定管理者の指示を遵守すること。

(6) 老人福祉館内で物品の販売又は金品等の寄附、募金の行為を行わないこと。

(7) 他の利用者に対して、迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 利用者は、建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、老人福祉館損傷・滅失届(様式第7号)により届け出て、指定管理者の指示を受けなければならない。

(冷暖房期間)

第9条 冷暖房期間は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 冷房期間 7月1日から9月15日まで

(2) 暖房期間 11月15日から翌年の3月31日まで

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、老人福祉館の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

老人福祉館(定期)利用(変更)許可申請書									
年 月 日									
(あて先)山口市老人福祉館指定管理者									
申請者 住所 氏名 連絡先電話番号									
下記のとおり、山口市老人福祉館を利用したいので、山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第2条の規定により申請します。 記									
利 用 目 的									
利 用 施 設									
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分								
	定 期 利 用 の 場 合	① ②	曜 日	曜 日	時	分	~	時	分
利 用 人 数	男	人	女	人	計	人			
利 用 責 任 者	住所 氏名 連絡先電話番号								
利用希望備品 及び持込用具名									

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

老人福祉館(定期)利用(変更)許可書									
年 月 日									
様									
山口市老人福祉館指定管理者 印									
下記のとおり 年 月 日付けをもって申請のあった山口市老人福祉館の利用を許可しますので、山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第2条の規定により交付します。									
記									
利 用 施 設									
利 用 日 時	年 月 日 ()								
	時 分 ~ 時 分								
	定 期 利 用 の 場 合	①	曜 日	時	分	~	時	分	
利 用 希 望 備 品 及 び 持 込 用 具 名	② 曜 日 時 分 ~ 時 分								
利 用 許 可 の 条 件 等									
利 用 料 金	円								
利 用 者 の 守 る べ き 事 項									

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

老人福祉館利用料金減免申請書			
年 月 日			
(あて先)山口市老人福祉館指定管理者			
申請者 住所 氏名 連絡先電話番号			
下記のとおり山口市老人福祉館の利用料金の減額又は免除を受けたいので、山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第3条の規定により申請します。			
記			
利 用 目 的			
利 用 施 設			
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
	定 期 利 用 の 場 合	① ②	曜 日 時 分 ~ 時 分 曜 日 時 分 ~ 時 分
利 用 人 数	男 人 女 人	計	人
利 用 責 任 者	住所 氏名 連絡先電話番号		
利用希望備品 及び持込用具名			
申 請 の 理 由	第1号・第2号に該当 (該当する号を○で囲む)	内容	
利 用 料 金	円	減免後の料金	円 年 月 日決定

※太枠内のみ記入すること。

様式第4号(第3条関係)

様式第4号(第3条関係)

老人福祉館利用料金減免通知書				
年 月 日				
様				
山口市老人福祉館指定管理者 ㊟				
下記のとおり山口市老人福祉館の利用料金を減額又は免除しますので、山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第3条の規定により通知します。				
記				
利 用 目 的				
利 用 施 設				
利 用 日 時	年 月 日 ()			
	時 分 ~ 時 分			
	定 期 利 用 の 場 合	① 曜 日	時 分 ~ 時 分	② 曜 日 時 分 ~ 時 分
利 用 人 数	男 人	女 人	計 人	
利 用 責 任 者	住所 氏名 連絡先電話番号			
利用希望備品 及び持込用具名				
申 請 の 理 由	第 号に該当		内容	
利 用 料 金	円	減免後の料金	円	

様式第5号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

老人福祉館利用許可取消願	
年 月 日	
(あて先)山口市老人福祉館指定管理者	
申請者 住所 氏名 連絡先電話番号	
下記の理由により 年 月 日に許可を受けた山口市老人福祉館の利用を中止したいので、山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第4条の規定により申請します。	
記	
取 消 理 由	
上記のことにつき承認します。	
年 月 日	
山口市老人福祉館指定管理者 印	

※太枠内のみ記入すること。

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

老人福祉館利用料金還付請求書			
年 月 日			
(あて先)山口市老人福祉館指定管理者			
申請者 住所 氏名			
山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第5条及び第6条の規定により下記の理由により還付されますよう請求いたします。			
記			
還 付 理 由	第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号(該当する号を○で囲む)		
	内容		
納 付 し た 利 用 料 金		納 付 し た 年 月 日	年 月 日
還 付 請 求 金 額		利 用 許 可 を 受 け た 施 設 名	

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

老人福祉館損傷・滅失届	
年 月 日	
(あて先)山口市老人福祉館指定管理者	
申請者 住所 氏名 連絡先電話番号	
下記のとおり山口市老人福祉館の建物・附属設備を損傷・滅失したので、山口市老人福祉館設置及び管理条例施行規則第8条の規定により届け出ます。 記	
損 傷 ・ 滅 失 日	
申 請 者	住所 電話() —
	団体名・氏名
損 傷 ・ 滅 失 設 備	
損 傷 ・ 滅 失 の 状 況	

今後の対応について (指定管理者記入)	
------------------------	--

※太枠内のみ記入すること。
◎利用許可書を添付してください。